

# 令和6年度 厚沢部町立鶉小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月24日策定

令和6年4月1日改定

## 1 いじめに対する本校の基本認識

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」、「いじめは人権侵害である」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、いじめ防止に向けた取組を継続する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) 児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- (4) いじめの早期発見のために、積極的認知、及び、多面的な情報交流等の様々な方策を講じる。
- (5) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく保護者や地域・各種団体、専門家と協力して解決にあたる。

## 2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。特に配慮が必要な児童（発達障がいを含む障がいのある児童等）に対しては適切な支援を進めるよう努める。

特別の教科道徳では思いやりの心や命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導を行う。そして、見て見ぬ振りをすることや知らん顔することも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

### (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める

- ① 児童に「いじめを許さない4ルール」を指導し、行動させる。
  - ア 私たちは他の人をいじめません。
  - イ 私たちはいじめられている人を助けます。
  - ウ 私たちは一人ぼっちの人（仲間外れにされている人）を仲間に入れます。
  - エ もし誰かがいじめられているのを見たら、先生や家の大人にそのことを話します。
- ② あいさつ運動の励行  
人と人の結びつきの基本である挨拶を中心にすえ、人との関わりを大切にし、思いやりや感謝の気持ちをもって周りの人に応えようとする心情を高めるため、いじめゼロをめざした児童会活動を推進する。
- ③ 人権教室の実施  
人権の尊重やいじめ等の人権課題について考える機会を作り、思いやりの心や生命の尊さについて意識を高めることを目的として、人権養護委員と連携しながら発達段階に応じた内容で、人権教室を実施する。

④ 自主的な活動の推進

学級会や児童会活動等において児童同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう児童の自主的な活動を推進する。

**(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する**

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
- ② 人との関わり方を身に付けるための活動
- ③ 安心して表現できる年間計画の作成
- ④ 人との繋がりを喜び合える体験活動

**(3) 人権感覚を高め、人間的にわたかな教育活動の推進**

- ① 縦割り班活動の推進
- ② 低学年にもできる全校遊びの実施
- ③ 触れ合い活動の推進
- ④ 共に汗を流す清掃活動

**3 いじめの早期発見・早期解決のための取組**

**(1) いじめの早期発見**

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるもの」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的に観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないようにする。
- ② 児童を大勢の目で見守り、けんかなど交友関係から生じたトラブルなど何かおかしいと感じた場合は児童の担任教諭に知らせ、情報を共有する。
- ③ 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に児童に働きかけ、安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめ、悩み等を聞き取り問題の早期解決を図る。
- ④ 全児童を対象にした学級担任による定期的な教育相談を年3回（6月・10月・2月）の他に必要に応じて実施し、児童の悩みや人間関係を把握して指導に役立てる。
- ⑤ 全児童に「児童アンケート」を年2回（前後期）行い、自己を振り返って生活の見直しをさせ、自己有用感や自尊感情、仲間意識を高める手立てを講じる。
- ⑥ 全児童に「いじめアンケート」を年2回（6月・10月）行い、早期発見、未然防止に努め、いじめゼロの学校づくりを目指す。

**(2) いじめの早期解決**

- ① いじめ問題を発見した時は、学級担任だけが問題を抱え込むことなく、「いじめ防止対策委員会」をはじめ、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を再を最優先に考え、いじめている側の児童に対して毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であることを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭や専門機関のカウンセラーと連携をとりながら指導を行う。
- ⑥ いじめの解消の判断については、いじめに係わる行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続し、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを基準とする。

#### (4) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が発生した時には、家庭との連携をより密にし、学校側の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だちとの関係についての情報を収集し指導に生かす。決して学校だけで問題解決を図ろうとはしない。
- ② 学校や家庭には話すことができない状況の場合は、「いのちの電話」等のいじめ問題の相談窓口の利用も検討する。

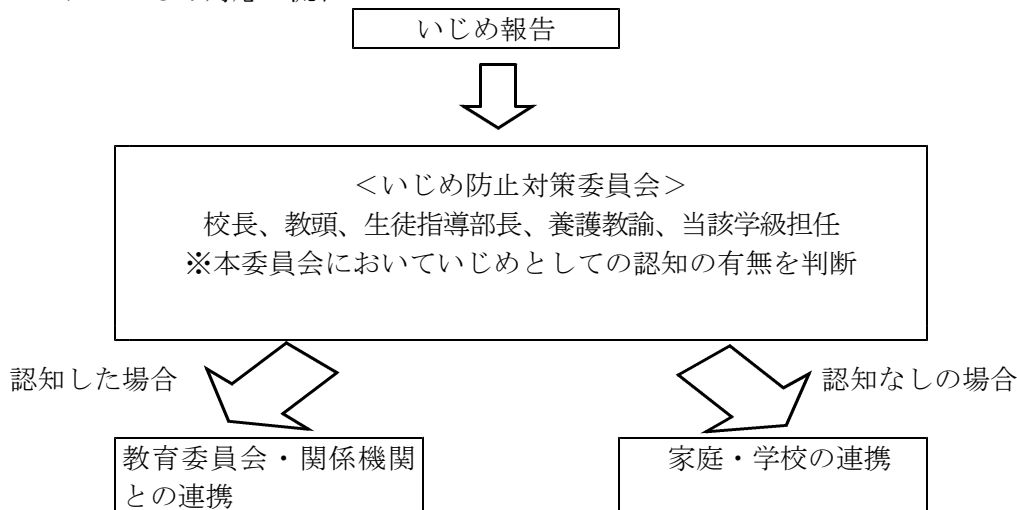
### 4 いじめ問題に取り組む組織と年間計画

#### (1) 校内組織

##### ① 「いじめ防止対策委員会」

- ア 目的 ・いじめ発生の防止に資するため、また、発生した場合は早期発見し、組織的にしかも適切に対処するため設置する。
- イ 組織 ・校長、教頭、生徒指導部長、養護教諭、当該学級担任で構成し、生徒指導部長が委員長を務め、会を運営する。
- ウ 業務内容 ・いじめ防止の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へいじめ防止の啓発に関すること  
・いじめを確認した場合、緊急会議を開いて、いじめ情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応
- エ 任期 ・4月から3月までの任期とする。
- オ 開催 ・6月・10月のいじめアンケート後の対応を検討する他、いじめの認知・解消に係る検討など、必要に応じて委員会を開催する。

##### カ いじめ対応の流れ



##### ② 「児童実態交流会」

学期に1回、児童の実態についての情報を共有し、それに対応した共通行動をとる。

#### (2) 教育委員会及び関係機関と連携した組織

重大事態が発生した場合、法令に則り厚沢部町教育委員会へ報告するとともに、町教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に対処する。

なお、重大事態とは次の2つである。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるもの
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・高額な金品を奪い取られた場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているもの
  - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

### (3) 保護者や地域への啓発

保護者や地域との連携では、地域全体で「いじめは許されない」という認識を広めるために、鶉4地区生徒指導連絡協議会や中学校保護者の会などに、便りや授業公開等で働きかける。

多様化したネットトラブルに対応するため、携帯電話の利用における危険性やフィルタリングの必要性について、全体懇談、学級懇談や学級通信等で保護者に啓発する。

### (4) 年間計画

期	月	いじめ防止対策委員会の取組	その他の取組
1 学 期	4月	・いじめ未然防止への取組内容の検討	・いじめ防止の基本方針を保護者へ説明 ・学級経営案交流 ・教育相談の実施 ・児童実態交流（「ほっと」を活用） ・「夏休み生活のきまり」の確認 ・鶉地区生徒指導連絡協議会で交流
	5月		
	6月	・いじめアンケート実施と実態交流 ・全校一斉の道徳指導実施 ・児童アンケートの実施	
	7月		
2 学 期	8・9月	・全校一斉の道徳指導実施	・教育相談の実施と事後の児童実態交流 ・「冬休み生活のきまり」の確認 ・鶉地区生徒指導連絡協議会で交流 ・児童実態交流（「ほっと」を活用）
	10月		
	11月	・いじめアンケート実施と実態交流 ・児童アンケートの実施	
	12月		
3 学 期	1月	・アンケート結果の交流と重点の確認 ・全校一斉の道徳指導実施 ・取組の反省と次年度の取組検討	・鶉4地区交流会実施 ・教育相談の実施と事後の児童実態交流 ・「春休み生活のきまり」の確認
	2月		
	3月		
各 時 期		・児童の一日の振り返り（帰りの会） ・児童の様子の情報交流（週一回の朝の打ち合わせ等） ・児童の実態把握と生徒指導の交流（学期に1回） ・あいさつ運動の取組（児童会主導で）	

#### 【いじめの定義（平成25年度～）】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。